

令和 8 年 9 月 17 日
国土交通省海事局

船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針の改定案に関する意見募集の
結果について

国土交通省では、令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 8 月 26 日まで、船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針の改定案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、9 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 8 月 26 日（水）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 9 件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局船舶産業課

電話番号 03-5253-8634

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

御意見の概要及び国土交通省の考え方

通し番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方
1	【意見の提出の趣旨】 改定案は、厳しさを増す安全保障環境やサイバーリスクに対応し、船舶部品のサプライチェーン強靱化を図るものであり、その基本的な方向性に賛同する。 一方で、制度をより実効性のあるものとし、とりわけ多くの中小・中堅事業者が円滑に対応できるよう、比較的容易に対応可能な5点の改善を提案する。 【改善提案1】サイバーセキュリティ推奨要件における段階的導入と事業者規模への配慮の明確化（第6章第3節関係） SCS 評価制度において★4 取得等が推奨されているが、中小・小規模事業者にとっては資金面・人材面で負担が大きい。過度な負担は取引縮小やサプライチェーン弱体化を招くおそれがある。 そのため、事業者規模や対応能力に応じた段階的なステップアップ方式を認めるとともに、中小企業向けの支援措置やガイドラインの活用を明確化すべ	【改善提案1】サイバーセキュリティ推奨要件における段階的導入と事業者規模への配慮の明確化（第6章第3節関係） 当該規程については、これによらないサイバーセキュリティの確保を妨げるものではございません。なお、取組方針へ規定するにあたっては、いただいたご意見を関係府省庁と共有し今後の参考とさせていただきます。

	きである。 【改善提案 2】SCS 評価制度運用開始までの過渡期における運用方針の明確化（第 6 章第 3 節および附則関係） 取組方針の適用開始から SCS 評価制度運用開始までには時間差があり、その間の対応基準が不明確である。 事業者の混乱を防ぐため、運用開始までは「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」や「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」等への準拠を適切な対応とみなすことを明示すべきである。 【改善提案 3】サイバーインシデント報告における「おそれ」の判断基準に関する手引きの策定と周知（第 3 章第 5 節関係） 認定要件では、サイバー攻撃を受けた場合だけでなく、「受けたおそれがある場合」の報告も求められている。 しかし、「おそれ」の判断基準が曖昧なままでは、過剰報告や報告漏れの原因となるため、主務大臣が判断基準や手引きを策定・周知することを明記	【改善提案 2】SCS 評価制度運用開始までの過渡期における運用方針の明確化（第 6 章第 3 節および附則関係） SCS 評価制度は来年 3 月に運用開始予定ですが、既に要求事項・評価基準は公表されており、評価取得を希望する事業者には事前準備としてチェックリストの配布を行っていることから、事業者において制度開始以前より準備を進めていただける状況であると認識しております。 【改善提案 3】サイバーインシデント報告における「おそれ」の判断基準に関する手引きの策定と周知（第 3 章第 5 節関係） 本報告はサイバー対処能力強化法において、基幹インフラ事業者に対して義務づけられている報告を、認定供給確保事業者に対しても報告を求める趣旨の制度であるため、報告対象となる事例は基本的に同法と同様となると考えております。
--	--	--

	すべきである。 【改善提案 4】事業廃止等に伴う供給懸念への「事前相談窓口」設置と早期支援の明記（第 2 章第 3 節関係） 事業廃止後に調査や対応を開始しても、代替供給体制の構築には時間を要するため、供給途絶を防ぐには限界がある。 そのため、事業者が廃止を決断する前の段階から相談できる専用窓口を設置し、事業承継や企業間マッチングを含む早期支援体制を整備すべきである。 【改善提案 5】相互の連携協力の実効性を高める具体的支援施策の例示（第 6 章第 7 節関係） 新設された連携協力の規定を実効的なものとする	【改善提案 4】事業廃止等に伴う供給懸念への「事前相談窓口」設置と早期支援の明記（第 2 章第 3 節関係） 第 221 回国会において成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」の第 9 条の 2 第 1 項において、当該事業者や買収を試みている投資家等に対し、現在の事業規模や廃止・移転の時期について情報提供を求めたり、あるいは当該事業者が属する業界団体に対し、業界全体における当該事業者の影響の程度を聴取したりすることができることとなっており、また、「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」においては、認定供給確保事業者からの申出があり、安定供給確保のために特に必要と認めるときは、法第 11 条の 2 の規定も活用しつつ、関係者に対して必要な協力を求めるものとしております。 【改善提案 5】相互の連携協力の実効性を高める具体的支援施策の例示（第 6 章第 7 節関係） 経済安全保障法に基づく特定重要物資の安定供給
--	--	--

	ためには、理念だけでなく具体的支援策が必要である。 国は、指定金融機関等を通じた融資制度や資金調達支援策に関する情報提供、環境整備を積極的に行うことを明記すべきである。 【まとめ】 以上の5提案はいずれも、制度の根本的な見直しを伴わず、注記追加や運用上の補強により実施可能な内容である。これらを反映することで、事業者の理解と実行可能性が向上し、船舶部品の安定供給確保および経済安全保障の強化に一層寄与するものと考ええる。	確保のための認定事業として、供給確保計画の認定を受けた場合には、長期・低利の財政融資を原資とした指定金融機関による融資（ツーステップローン）、中小企業投資育成株式会社による株式等引き受け、信用保証協会による信用保証等の支援が受けられることとなっており、そういったメニューを利用していただきやすくするため規定を設けております。
2	船舶部品の安定供給確保の必要性は理解するものの、経済安全保障を理由とした政府による特定産業・企業への支援拡大は慎重に行うべきです。 公的支援には税金が投入される可能性があるため、対象企業の選定基準、支援内容や期間、期待される効果を明確に示す必要があります。また、「重要産業」であることのみを根拠とするのではなく、民間だけでは対応が困難な具体的理由を説明すべきです。	いただいたご意見は、関係府省庁と共有し今後の参考とさせていただきます。

	さらに、支援が長期化して企業の政府依存を招かないよう、支援には明確な期限を設け、定期的な効果検証を実施することが重要です。期待した供給安定効果が得られない場合や、民間で対応可能となった場合には、速やかに支援の縮小・終了を行うべきです。	
3	船舶部品の安定供給確保に向けた取組方針改定案について、政策効果を客観的に検証するための成果目標や KPI が明示されていない点に懸念があります。供給安定化やサプライチェーン強化、サイバーセキュリティ向上の成果を評価するには、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の観点からも、具体的な指標の設定が必要です。 KPI の例として、①船舶部品の供給遅延件数の削減、②主要部品の海外依存度低減と国内生産比率向上、③代替部品の確保率向上、④SCS 評価制度の取得率向上、⑤JC-STAR ラベル取得率向上、⑥サプライチェーン途絶件数の削減を提案します。また、国土交通省、部品メーカー、海運・造船会社、調達先企業が役割分担し、既存業務で取得しているデータを活用することで、追加負担を抑えながら効果測定が可能と考えます。 さらに、行政手続法第 39 条第 2 項の趣旨から見ても、本改定案は専門家には理解できるものの、一般国	成果目標や成果指標については、取組方針、行政事業レビューシート及び基金シートで設定をしています。ご提案いただいている KPI につきましては、関係省庁とも情報共有し今後の参考とさせていただきます。

	民にとっては「何が変わり、どのような効果が期待されるのか」が分かりにくい構成です。成果目標、KPI、検証方法を示すことで、政策内容の具体性と透明性が高まり、行政への信頼向上にもつながると考えます。 そのため、EBPM や行政事業レビューの考え方に基づき、成果目標や効果検証指標を設定していない理由を明示するとともに、成果指標、基準値、目標値、達成期限を定め、実績や予算への反映状況を公表していただくことを要望します。 また、船舶エンジンなどの主要部品については、供給途絶リスクの低減や産業競争力、安全保障の強化の観点から、可能な範囲で国内生産への段階的移行を検討すべきと考えます。 最後に、成果目標や KPI は当初から完璧である必要はなく、まず設定したうえで定期的に見直し、改善を重ねる運用が望ましいと考えます。以上、成果目標と KPI の設定、検証結果の公表、国内生産比率向上について前向きな検討を求めます	
4	本改定案は、サイバー攻撃によるサプライチェーン寸断リスクへの対応強化を目的としており、認定供給確保事業者及び調達先に対し SCS 評価制度・JC-STAR 制度の活用を推奨する内容には賛同する。	外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）において、国の安全等の観点から指定される業種を営む本邦企業に外国投資家が投資する場合に、原則として当該外国投資家に事前届出を求め、これに基づき財務大

	しかし、サイバーセキュリティ対策のみを強化しても、サプライチェーンの担い手そのものに外国資本が参入し、経営権や技術情報へのアクセスを通じて実質的な支配が可能となる場合、本改定の趣旨が損なわれるおそれがある。 船舶部品は既に外為法上の指定業種（コア業種）とされ、外国投資家による対内直接投資には事前届出・審査の仕組みが存在するが、審査を通過すれば投資自体は可能な制度であり、現状では資本面からの実効的な歯止めとして十分とはいえない。 については、本取組方針の改定にあたり、サイバーセキュリティ対策の強化と併せて、以下の措置を検討されたい。 特定重要物資である船舶部品の製造・供給に関わる事業者について、半導体分野等で導入されている「特定コア事業者」指定に準じた枠組みを設け、外国資本による出資・経営関与に対する審査基準を一層厳格化すること。 外国投資家による出資比率に上限を設ける、または一定比率を超える出資について経営支配権に直結しないための措置（役員派遣の制限、議決権行使の制限	臣及び事業所管大臣が審査を行うこととしており、審査の結果、国の安全等を損なうおそれがあると認められる場合、当該投資等に係る内容の変更または中止を勧告・命令することができることとしており、特定重要物資関連業種の事業者への投資・買収等が外為法における事前届出の対象に該当する場合には、外国投資家に事前届出を求め、事前届出に基づき審査を行い、必要な場合には措置を講ずることとしております。
--	---	--

	等)を義務付けること。 コア業種における非公開技術情報へのアクセス制限及び役員就任禁止といった既存の遵守基準について、調達先を含めたサプライチェーン全体での実効性のあるモニタリング体制を構築すること。 サイバー攻撃によるサプライチェーン寸断リスクへの対応を真に実効性あるものとするためには、技術的対策に加え、資本面からの参入管理を一体的に強化する必要があると考える	
5	本方針が、我が国の造船・船用工業の国内生産基盤を維持・強化し、海外依存を低減することを目的としている点には賛同します。 一方で、日本企業や国内中小事業者への過度な負担や、国費で支援した技術・研究成果の国外流出を防ぐ観点から、以下の点を明確化すべきです。 1. 日本企業の国際競争力を損なわないサイバー対策とすること 改定案では認定供給確保事業者に SCS 評価制度の★4 取得が推奨されていますが、取得・維持には相当	1. 日本企業の国際競争力を損なわないサイバー対策とすること 当該規定について、これによらないサイバーセキュリティの確保を妨げるものではございません。

	の費用や専門人材が必要です。海外競合企業には同様の負担がないため、国内事業者だけが不利になるおそれがあります。 そのため、企業規模や供給上の重要度に応じて★3または★4を選択できる仕組みとし、認証取得や設備導入、人材確保に対する十分な支援を講じるべきです。また、SCS 評価未取得のみを理由に認定や助成で不利益を受けないことを明記してください。 2. 国内の中小サプライヤーを取引から排除しないこと 認定事業者が調達先にも SCS 評価取得を求めることで、対応が困難な中小・零細事業者が取引から排除され、海外サプライヤーへの切替えが進むおそれがあります。これは国内サプライチェーンの維持・強化という制度目的に反します。 そのため、調達先への要求は供給上の重要度やリスクに応じて限定し、評価未取得のみを理由とした取引停止や不利益な取扱いを防止すべきです。また、対策費用を適切に価格へ反映できるようにするとともに、中小企業向け補助金や専門家派遣等の支援策を整備してください。	2. 国内の中小サプライヤーを取引から排除しないこと 当該規定について、これによらないサイバーセキュリティの確保を妨げるものではため、すぐさま排除されることはないと考えております。
--	--	--

	以上のとおり、サイバーセキュリティ強化が日本企業や国内中小事業者の負担増、産業空洞化、技術流出につながらない制度設計を求めます。公的支援は、国内生産・雇用の維持、日本企業の競争力強化、経済安全保障への貢献を最優先に運用すべきです。	
6	「船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」の改定案について、以下の点について明確な説明を求めます。 1. 「必要な協力」の範囲について 改定案では、認定供給確保事業者による取組が困難となるおそれがある場合、原材料供給者その他の関係者に対して「必要な協力を求める」とされています。しかし、「必要な協力」が具体的に何を意味するのか、その範囲が明確ではありません。 単なる情報提供等の任意の協力を想定しているのか、生産量の確保、在庫の積み増し、設備投資、取引先の変更、サイバーセキュリティ対策等まで含み得るのか明らかにしてください。また、この協力要請は法的にどのような性質を持ち、事業者が拒否した場合に不利益を受ける可能性があるのかも明示してください。	1. 「必要な協力」の範囲について 2. 行政裁量の限界について 第 221 回国会において成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 38 号。以下「改正法」という。）第 11 条の 2 第 1 項においては、認定供給確保事業者に特定重要物資等の生産に必要な原材料等やその供給に不可欠な役務を提供する事業者の事業の廃止・譲渡・移転等の認定供給確保事業者自身に起因しない事由により、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるときにおいて、

	2. 行政裁量の限界について 「必要な協力」について、誰が、どのような基準に基づいて必要性を判断するのか明確にしてください。また、行政からの要請が民間事業者にとって実質的な強制となることを防ぐため、協力要請の対象、内容、期間、判断基準等について、客観的な基準を設ける必要があるのではないのでしょうか。 3. SCS 評価制度★4 を求める根拠について 今回、認定供給確保事業者に対して SCS 評価制度の★4 を求めることとされていますが、船舶部品の供給途絶リスクのうち、サイバー攻撃によるものをどの程度のリスクとして評価しているのか明らかにしてください。	主務大臣から関係者へ協力を求める措置をとるよう認定事業者が申し出ることができる旨規定するものです。 また、第2項では、主務大臣が認定事業者からそのような申出を受けた場合において、特定重要物資等の安定供給確保のため特に必要があると認めるときは、主務大臣からこのような事由の関係者に対し、安定供給確保のために必要な協力を求めることができる旨規定するものです。 ここで定める「必要な協力」とは、実際には個別の事例ごとに判断することとなりますが、「必要な協力を求める」という内容としては、例えば、 ・原材料等の供給者に対し、事業の継続を求めること ・買収を試みる投資家に対し、買収の中止や延期を求めること 等を想定しております。 3. SCS 評価制度★4 を求める根拠について SCS 評価制度の★4 は、「供給停止などによりサプライチェーンに大きな影響をもたらす企業への攻撃」や「機密情報等、情報漏洩により大きな影響をもたらす資産への攻撃」を「想定される脅威」として策定されたものです。
--	--	--

	設備の老朽化、熟練技能者不足、事業者の廃業、原材料の海外依存、自然災害、物流途絶等の他のリスクと比較して、なぜ★4 という高度なサイバーセキュリティ水準を求めることが優先されるのか、そのリスク分析及び費用対効果を示してください。 4. サイバーセキュリティ強化と「安定供給」の因果関係について サイバー攻撃による操業停止等を防止することが安定供給に寄与することは理解できますが、SCS★4 の取得によって船舶部品の供給途絶リスクがどの程度低減すると想定しているのか、具体的な評価根拠を示してください。 サイバーセキュリティ対策に過大な費用・人的資源を投入することで、設備更新、技能者確保、事業承継、原材料の確保等、本来の供給能力の維持に必要な投資が圧迫される可能性についても検討しているのか明らかにしてください。 5. 調達先への波及について 認定供給確保事業者の調達先について SCS★3 又は	4. サイバーセキュリティ強化と「安定供給」の因果関係について 経済安全保障上、重要な事業者である認定供給確保事業者に対して、上記リスクに対する防御策を求めることが、安定供給及び事業継続性の確保に資することが期待されるため、その取得を推奨するものです。 5. 調達先への波及について 当該規定について、これによらないサイバーセキ
--	--	--

	★4の取得を推奨することとされていますが、これが実際の取引において事実上の取得条件となり、中小企業や下請事業者に過大な負担を及ぼす可能性があります。 「推奨」にとどまることをどのように担保するのか。また、SCS 評価取得に要する費用、人材、設備投資等について、中小企業への支援策をどのように考えているのか明らかにしてください。	ユリティの確保を妨げるものではございません。
7	日本は海に囲まれているので船舶の部品とても大切です。何か有事があった時のため供給は必ず確保されてなくてはなりません。	ご意見いただきありがとうございます。今後も必要な取り組みを進めてまいります。